

町田市議会事務局会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程を定める。

令和8年9月30日

町田市議会議長 佐藤 和彦

町田市議会規程第3号

10月14日迄揭示

町田市議会事務局会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程

町田市議会事務局会計年度任用職員の報酬に関する規程（令和２年３月町田市議会規程第３号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後			改正前		
(勤務１時間当たりの報酬の額)			(勤務１時間当たりの報酬の額)		
第２条 会計年度任用職員の勤務１時間当たりの報酬の額は、次の表の左欄に掲げる種別及び同表の中欄に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。			第２条 会計年度任用職員の勤務１時間当たりの報酬の額は、次の表の左欄に掲げる種別及び同表の中欄に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。		
種別	職種	勤務１時間当たりの報酬の額	種別	職種	勤務１時間当たりの報酬の額
略	略	略	略	略	略
会計年度補助職員（町田市会計年度任用職員の任用等に関する規則第２条第２号に掲げる会計年度補助職員をいう。）	一般事務（補助）	<u>１，２８０円</u>	会計年度補助職員（町田市会計年度任用職員の任用等に関する規則第２条第２号に掲げる会計年度補助職員をいう。）	一般事務（補助）	<u>１，２３０円</u>

附 則

この規程は、令和８年１０月１日から施行する。